

土地・株式等によるご寄附 ～みなし譲渡所得税の非課税措置について～

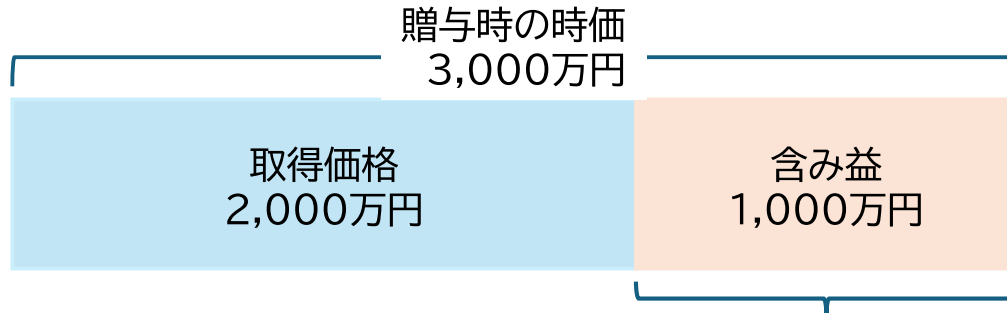
【概要】

- ・ 本学では、現金以外にも「土地・建物等の不動産」、「株式等の有価証券」の現物資産によるご寄附の受け入れを行っております。
- ・ 本学への現物資産によるご寄附におきましては、**みなし譲渡所得税は非課税扱い**となります。

【現物資産のみなし譲渡所得税の非課税措置とは】

- ・ 個人が法人に対して、株式等の現物資産を寄附した場合、**寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、含み益(時価－取得価格)が課税対象となり、寄附者に対して所得税が課税されます。**これを「みなし譲渡所得税」といいます。

(例) 株式(取得価格2,000万円、時価3,000万円)を法人へ寄附した場合



みなし譲渡所得として

1,000万円×譲渡益課税率(20%)が寄附者に課税される

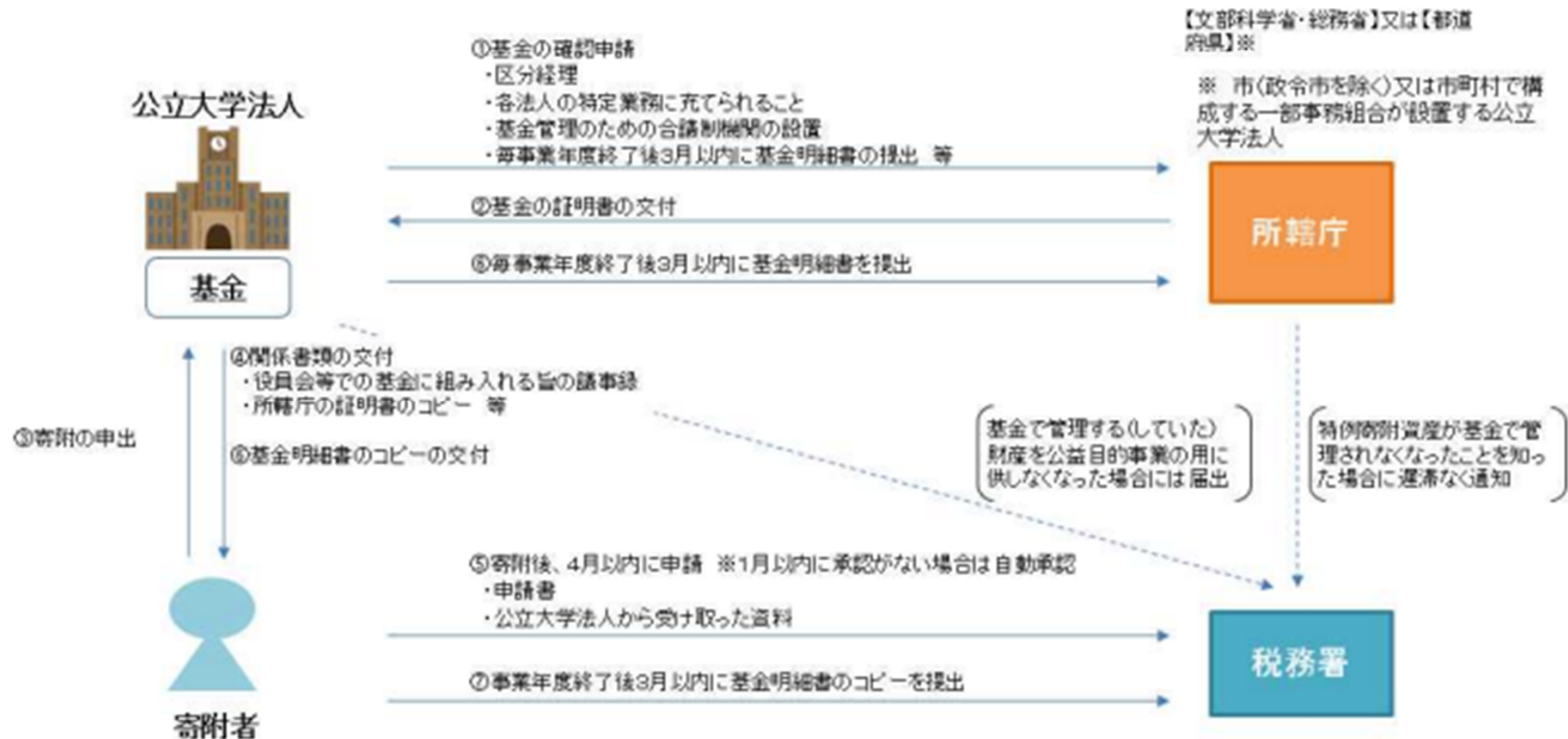
「みなし譲渡所得税」については、平成30年の税制改正により、**文部科学大臣の証明を受けた基金の中でご寄附頂いた資産を管理することにより、非課税措置を受けることが可能となりました。**

本学では文部科学大臣の証明を受けた基金を設置し、皆様からのご寄附をお受けする体制を整えております。

(参考)みなし譲渡所得税の非課税承認までの全体像

みなし譲渡所得税の非課税承認の緩和について(イメージ)

- 公立大学法人が所轄庁から承認を受けた基金に現物の寄附資産を組み入れた場合、①基金内での他資産への組換えが可能になるとともに、②税務署への非課税承認申請後、1月以内に承認がない場合は、承認があったものとみなされる。
- 既に租税特別措置法第40条の適用(承認特例を除く。)を受けた寄附資産についても、基金に組み入れた場合には基金内での他資産への買換えが可能(事前に税務署への届出が必要。)



[出典：文部科学省ウェブサイト]

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/04/23/1404257_002.pdf